大山町英語検定料助成事業について

1. 概要

大山町教育委員会では、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力を高めるための英語力と、その学習意欲を高めるために、大山町が助成対象とする英語検定(「3.助成対象検定」に記載の検定)の検定料の一部または全部を助成します。

2. 助成金対象者(助成事業の申請者)

① 小学校又は中学校に在籍する児童生徒であって、検定を受験する者の保護者
② 満 15 歳以上 18 歳未満の者(中学校に在籍する生徒を除く。)であって、検定を受験する者の保護者
③ 満 18 歳以上の者であって、検定を受験する者
(高校生であっても、受験日時点に満18歳以上の方は本人が申請してください。)

※受験日時点に大山町民の方が対象です。
ただし、大山町立学校に在籍している児童生徒については、住所を問いません。

※他の制度による助成事業を受けられる場合は対象外です。

3. 助成対象検定

番号	検定名	実施機関
1	英検	(公)日本英語検定協会
2	英検 S-CBT	(公)日本英語検定協会
3	英検 S-interview	(公)日本英語検定協会
4	英検 Jr.	(公)日本英語検定協会
5	英検 IBA	(公)日本英語検定協会
6	IELTS(アイエルツ)	(公)日本英語検定協会
7	Linguaskill(リンガスキル)	(公)日本英語検定協会
8	GCAS(ジーキャス)	(公)日本英語検定協会
9	TEAP(ティープ)	(公)日本英語検定協会
10	TOEIC(listening&Reading)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
11	TOEIC(Speaking&Writing)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
12	TOEIC(Speaking)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
13	TOEICBridge(Listening&Reading)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
14	TOEICBridge(Speaking&Writing)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
15	GTEC	(株)ベネッセコーポレーション
16	TOEFL	ETS ジャパン合同会社

※補助金の申請については、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

4. 助成額

検定受験者一人につき上限 10,000 円

※助成金の対象となる検定は、検定受験者1名につき、年度中1回限りです。

複数回の受験料を合わせて申請することはできません。

例えば、5月に英検5級、10月に英検4級を受けた場合に、2回分を合わせて申請することはできません。どちらかの受験料を選択して、1回分を申請していただくことになります。

5. 申請受付期間

検定を受けられた年度の3月31日までに申請してください。

令和7年度は、**令和8年3月31日**が申請期限です。

6. 請求方法(手順)

受験された方が、未成年の場合は保護者が申請してください。
成人(満 18 歳以上)の場合は、学生であっても本人が申請をしてください。

検定の受験

成績証明書の記載内容で検定料の確認ができる場合（検定料がホームページに記載されている検定など）は、**成績証明書の写し**を検定料の支払いを証する書類と兼ねることができます。

助成金の申請

【提出するもの】

① 大山町英語検定料助成金交付申請書
② **検定料の支払いを証する書類の写し**
③ **成績証明書の写し**
④ 債権者登録申請書（口座登録）
※未登録の方のみ
⑤ 納税確認同意書

申請受付場所

- **社会教育課**
- 公民館
- 大山/中山支所総合窓口室

交付が認められた場合

助成金交付決定通知書が申請者へ届き、指定の口座に助成金が振り込まれます。

交付が認められなかった場合

助成金不交付決定通知書により申請者へ通知されます。

1. ほかの助成制度と重複して申請することはできません。
2. 申請書類に不備のある場合は、緊急の場合を除き郵送でご連絡いたします。
3. 成績証明書の写しは、受験日の確認、受験された検定内容の確認および、英語検定料助成事業の効果を検証する基礎資料として必要なため、提出にご協力をお願いします。成績・合否の内容は、補助金の交付決定に影響しません。なお、提出が難しい場合は、社会教育課にご相談ください。

7. 申請・問い合わせ先

大山町教育委員会事務局　社会教育課
電話　：0859-54-5212
FAX　：0859-54-5217
メール：shakaikyouiku@town.daisen.lg.jp
〒689-3211
鳥取県西伯郡大山町御来屋 263-1

申請に必要な書類は、社会教育課・公民館・各支所窓口にご用意しているほか、こちらからダウンロードできます➡